

第12表 拘置所・刑務所別一日平均収容人員…………… 486

第13表 事由別受刑者入出所人員…………… 486

第14表 罪名別新受刑者数…………… 486

第15表 少年院の入出院及び収容人員…………… 488

第16表 少年鑑別所の入退所及び収容人員…………… 488

第17表 人権侵犯事件の受処理件数…………… 488

第18表 出入国及び外国人上陸数…………… 488

第19表 刑法犯年齢別・罪種別検挙人員…………… 490

第20表 警察署別刑法犯認知・検挙件数…………… 491

第21表 市町村別刑法犯認知・検挙件数…………… 491

第22表 刑法犯罪種別認知・検挙状況…………… 492

第23表 く犯・不良行為等少年行為別、学職別、
年齢別補導人員…………… 492

第24表 年齢別、学職別家出人捜索願出件数…………… 493

第25表 刑法犯少年検挙補導人員…………… 494

第26表 暴力団罪種・法令別、地位別検挙人員…………… 494

第27表 警察職員条例定数…………… 495

第28表 罪種別、学職別刑法犯少年及び再犯人
員…………… 496

第29表 法令別、月別売春関係事犯検挙状況…………… 496

第30表 法令別、特別法令違反事件の検挙件数
及び送致人員…………… 497

第31表 都道府県別、警察官数、警察署・派出
所・駐在所数等…………… 498

第 24 章 災 害 及 び 事 故

記述…………… 500

図表…………… 501

第 1 表 水稻被害面積及び被害量…………… 502

第 2 表 月別、火災件数、り災世帯数、損害額
等…………… 502

第 3 表 産業別労働災害死傷者数…………… 503

第 4 表 市町村別、火災件数、り災世帯数、損
害額等…………… 504

第 5 表 火元用途別、発火源別火災件数…………… 506

第 6 表 市町村別防火対象物数…………… 508

第 7 表 市町村別、第一当事者別交通事故件数…………… 510

第 8 表 法令違反別、第一当事者別交通事故件数…………… 512

第 9 表 当事者別交通事故発生件数…………… 514

第10表 事故発生時の類型別歩行者の交通事故
件数…………… 514

第11表 海上事故発生件数…………… 515

第12表 都道府県別、火災件数、交通事故件数、
り災世帯数及び水陸稲・麦被害状況…………… 516

付 録

市町村地域変遷表…………… 518

指定統計一覧…………… 525

計量単位換算表…………… 526

第 1 章

土 地

第 1 章 土 地

位置及び面積

本府の極所の地名及び経緯度をみると、極東は枚方市大字穂谷（東経 135° 74'）、極西は泉南郡岬町多奈川小島（東経 135° 09'）、極南は同じく岬町多奈川西畑（北緯 34° 26'）、極北は豊能郡能勢町天王（北緯 35° 04'）で、その直線距離は東西 59.6km、南北 86.4kmに及んでいる。

また、本府の大半は摂津平野、河内平野、和泉平野を合わせたいわゆる大阪平野で占められ、北部は京都府、東部一帯は生駒、金剛の両山地を隔てて奈良県に接し、南部は和泉山脈を境として和歌山県に、西部では兵庫県にそれぞれ接している。また、大阪市以南の西部では大阪湾に臨んでいる。

平成 3 年 10 月 1 日現在の大阪府の面積は、1886.49 km²で、我が国の総面積 37万 7750.28km²のわずか 0.5% となっている。

地勢及び地質

大阪平野の中心をなす大阪市及びその周辺地域は、淀川、大和川の営む堆積作用によって生まれた土地であり、上町台地一帯を除いては概して低地である。

奈良県及び和歌山県と境を接する金剛山地は本府東南に起こり、延々地を北にはせ生駒山地と結んでいる。金剛、葛城、信貴、生駒の諸山はこれらに属している。

また、本府南部には和泉山脈があって支脈が北東に走り、七越、槇尾、天野の諸山が起伏し、北部では中国山脈の余勢が南に伸び能勢、箕面、龍王の諸山を擁し、その姿はいずれも優美で人々に親しまれている。

淀川は、その源を滋賀県の琵琶湖に発し、瀬田川、宇治川となって京都府を貫流し、途中、木津川、桂川を合わせたところより本府北東部に入り、毛馬より二つに別かれ、西へ淀川（昭和 40 年 4 月 1 日から名称変更〈旧名称新淀川〉以下同様）、南に流れては中之島をはさみ、旧淀川（大川・堂島川・安治川）、土佐堀川となり、合流して大阪湾に注いでいる。また、これらの河川を利用して、豊臣秀吉が 1585 年に東横堀川等を、また松平忠明が 1615 年に安井道頓に命じて道頓堀川を開かせるなど、10 数余の疎水路が設けられて“水の都”として大いに栄えた。

大和川は、奈良県に起こり、金剛山地と生駒山地の間を流れて府域に入り、藤井寺市で石川と合流し、西に流れて大阪市と堺市、松原市との間を縫って大阪湾に注いでいる。

また、この水系以外の主要な水系として石津川、大津川、樫井川、男里川等の諸水系がある。

池沼は、府下に約 1 万 2000 か所点在するが、多くは田畑の灌がい用に供せられるもので、そのうち規模の大きなものとして、多目的ダムとして建設された滝畑ダム（河内長野市）を始め、久米田池（岸和田市）、狭山池（大阪狭山市）、光明池（和泉市）の水面積 40ha 前後の池があり、そのほかでは大野池（和泉市）、堀河ダム（泉南市）などの水面積 20ha 前後の池などがあげられる。

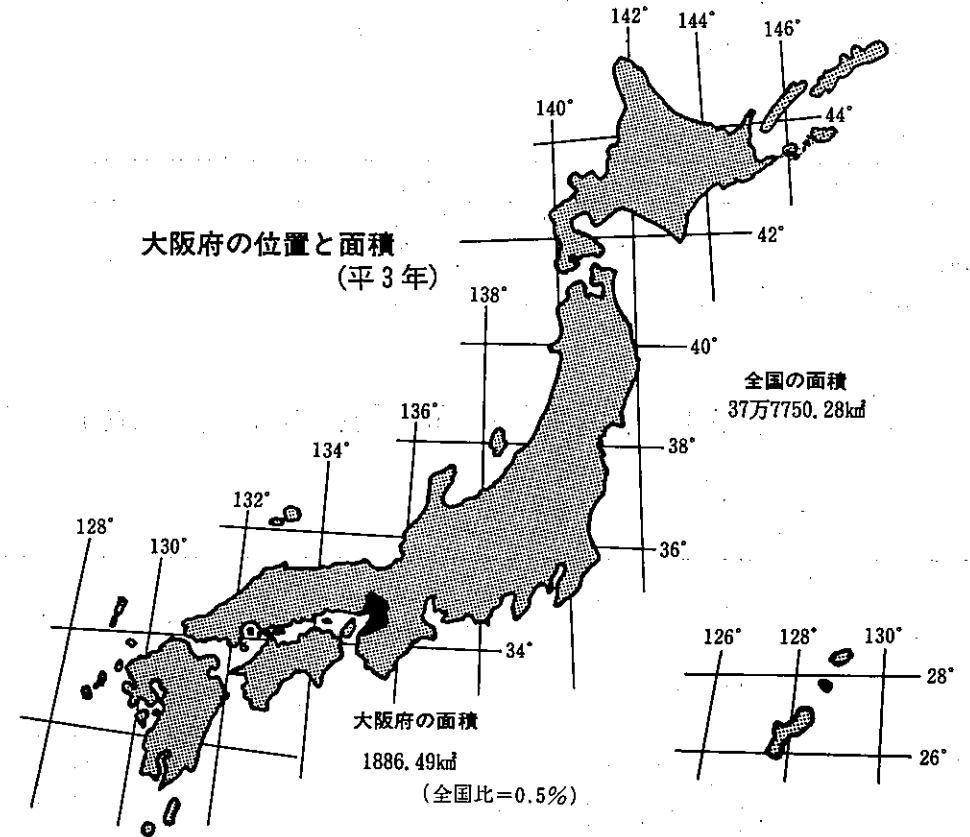
本府の地質の最大面積を占めるものは、第 4 紀古層及び第 4 紀新層であって、和泉沿海の地方は主として前者に属し、摂津南部及び河内平担部は後者に属している。また、これに次ぐものは摂津中央部、河内東北部及び和泉中央部より河内南部にわたる第 3 紀層と、河内、和泉の山間部の片麻岩層及び和泉の砂岩層とである。なお、花こう岩層は河内東北部の山間及び摂津北部に分布し、秩父古生層は摂津北部においてみただけとなっているほか、安山岩は大和川支流の原川上流の河内の山間において、また、石灰岩は摂津北部の山間にわずかにみられる。

行政区の変遷

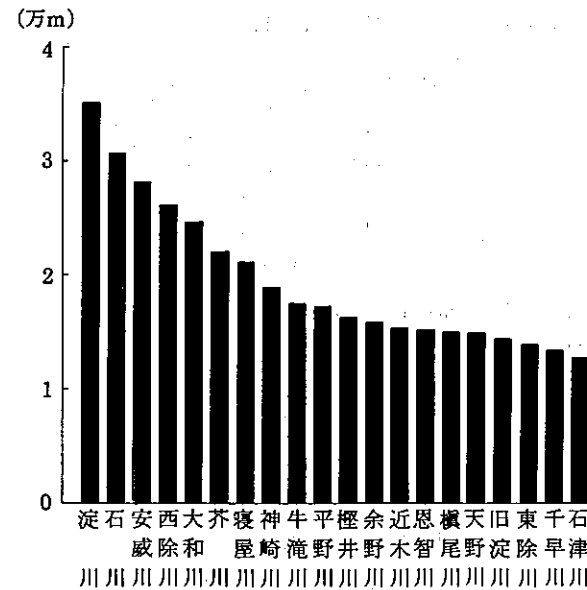
明治元年、新政府の地方官庁として、大阪鎮台が設置され、新政が開始されたが、間もなく大阪裁判所と改称された。同年 5 月、府藩県制の制定により、大阪裁判所を改称し大阪府が設置された。その後、同年 6 月に堺県が、更に翌 2 年 1 月には摂津県、河内県が、それぞれ大阪府から分離独立し、府の管轄区地は大阪市街地のみとなった。同 4 年 11 月、地方府県の大改革が行われ、摂津の諸県が廃止され、新しい大阪府が設置された。同 14 年 2 月には堺県を廃し大阪府に統合。これより先、堺県に奈良県を統合していたので、大阪府の管轄地は新たに河内、和泉、大和の三国が加わることとなり、大阪府史上で最大のものとなった。しかし、同 20 年 11 月、奈良県が大阪府から離れて再設置され、摂津 7 郡と河内・和泉 2 国を管轄地とする大阪府の区域が確定した。

以降、現在まで本府の行政区域については昭和 33 年 4 月に京都府南桑田郡堰田村が高槻市に、亀岡市の一部が豊能郡東能勢村（現豊能町）に編入された以外は、変わっていない。

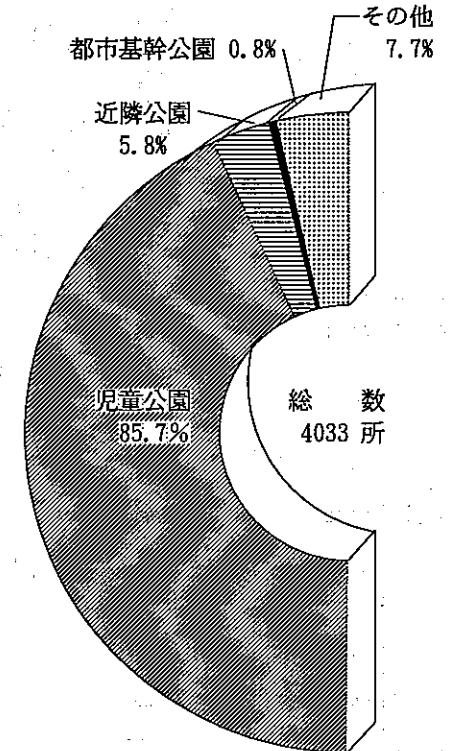
府内の市町村については、幾多の統廃合が行われた。特に、明治 22 年 4 月の市制、町村制の施行、昭和 28 年 10 月の町村合併促進法の施行及び昭和 40 年 3 月の市町村の合併の特例に関する法律の施行により、市町村数は減少し、平成 5 年 3 月 31 日現在、33 市 10 町 1 村となっている。



主要河川の流長 (平 4. 5. 31)



開設公園の内訳 (平 4. 4. 1)



第1表 面積及び位置

1) 面積は平成3年10月1日現在。

Table with 5 columns: 面積 (Area), 位置 (Location), 東西距離 (East-West Distance), 南北距離 (North-South Distance), 府庁の所在地 (Prefecture Office Location). Data includes coordinates and distances for Osaka City Central Ward.

資料 建設省国土地理院近畿地方測量部測量課

第2表 地域別、市区町村の面積及び役所(役場)の所在地

ア) ウ) 平成5年3月31日現在。イ) 平成3年10月1日現在。

a) 境界未確定地面積 (大阪市淀川区、豊中市合計面積49.02km)及び泉大津市、高石市境界部地先海面の所属未定埋立地面積 (0.53km)を含む。 b) 淀川区を含まない。 c) d) 豊中市を含まない。 e) 所属未定埋立地面積 (0.53km)を含まない。

Large table showing regional area and office locations. Columns include 地域 (Region), ア) 市区町村 (City/Town/Village), イ) 面積 (Area), ウ) 役所(役場)の所在地 (Office Location), and 地域 (Region), ア) 市区町村 (City/Town/Village), イ) 面積 (Area), ウ) 役所(役場)の所在地 (Office Location). Rows cover Osaka Prefecture, Osaka City, North Osaka, Three Islands, Abeno, and East Osaka.

資料 建設省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、大阪府総務部地方課

第3表 主要山岳

Table of major mountains. Columns: 山岳 (Mountain), 標高 (Elevation), 三角点の所在地 (Triangulation Station Location), 山岳 (Mountain), 標高 (Elevation), 三角点の所在地 (Triangulation Station Location). Lists mountains like Mt. Hiei, Mt. Katsuragi, etc.

資料 建設省国土地理院「2.5万分の1地形図」

第4表 主要池沼

(平成5年3月現在)

Table of major ponds and lakes. Columns: 池沼 (Pond/Lake), 所在地 (Location), 堤高 (Dam Height), 堤長 (Dam Length), 水面積 (Surface Area), 貯水量 (Storage Capacity). Lists ponds like Lake Biwa, Lake Kasuga, etc.

資料 大阪府農林水産部耕地課、同土木部河川砂防課、同東部公園事務所

第5表 主要河川

1) 流路延長両岸平均4000m以上のものを掲載した。
ア) 国土地理院2万5千分の1地形図より調べた。

(平成4年5月31日現在)

Table with columns: 河川, 区, 域, ア) 流域, 水系, 流路延長両岸平均. Lists major rivers and their basins in Osaka.

資料 大阪府土木部河川砂防課、都市河川課「大阪府管内河川指定状況調査」

第6表 市町村別都市公園

1) 箇所数及び面積について、2市町以上の区域にわたるものは、各市町毎に重複して計上している。但し、大阪府全体の数値は調整した実数である。
ア) 都市公園法第2条第1項の規定により設置された都市公園である。従って、都市計画決定されていない都市公園を含む全体の数値である。
(各年4月1日現在)

Table with columns: 市町村, 都市計画決定公園, ア) 開設公園. Sub-tables for 総数, うち児童公園, うち近隣公園, うち都市基幹公園. Lists parks by city/town/village.

資料 大阪府土木部公園課「大阪府都市公園一覧表」

第 8 表

市町村別、都市計画区域、市街化

ア) 「平成2年国勢調査」による。
イ) 用途地域のうち近隣商業地域、岸和田市(志岡町含む)及び和泉佐野市(田尻町含む)。
ウ) 都市計画決定された面積である。
エ) 現に供用されている面積である。

Table with columns: 市町村, 都市計画区域 (面積, 人口), 市街化区域 (面積, 人口), 市街化調整区域 (面積, 人口), ア)人口集中地区 (面積, 人口). Rows include various municipalities like 昭平, 平成, 大市, etc.

区域、用途地域等の決定状況

(各年3月末現在)

Table with columns: 用途地域 (総面積, 第1種住居, 第2種住居, 住居, 近隣商業, イ)商業, 準工業, 工業, 工業専用), 駅前広場 (駅数, ウ)計画, エ)供用). Rows include various municipalities like 昭平, 平成, etc.

第 9 表 都道府県別、面積、民有地等

ア) 都道府県については平成2年の数値。
 イ) 緩衝緑地、都市緑地、緑道の合計である。
 a) 都府県の境界にまたがって境界未定となっている市区町村等の面積値(12 640.46 ㎓)を含む。
 b) 都府県にまたがる境界未定地域を含まない。

都道府県	面 積 (各年10月1日)	ア) 民 有 地 (各年1月1日)					ア) 自然公園 面 積 (各年3月末)	ア) 都市公園 面 積 (各年3月末)	イ)ウチ 緑地面積 (各年3月末)
		うち 宅 地	うち 田	うち 畑	うち 山 林				
昭和 62 年	377 835.24	161 637	13 118	29 692	25 915	76 596	5 297 463	57 063	4 776
63 年	377 719.76	162 585	13 325	29 570	25 983	77 478	5 327 013	59 287	5 199
平成 元 年	a)377 727.37	163 015	13 501	29 418	25 950	77 555	5 236 486	61 837	5 589
2 年	a)377 737.11	162 905	13 708	29 257	25 906	77 531	5 328 069	64 617	6 105
平成 3 年	a)377 750.28	5 333 225
北海道	83 410.58	28 416	852	2 568	8 210	11 275	864 344	7 287	433
青森県	b) 9 232.98	3 985	235	913	744	1 513	114 723	1 002	87
岩手県	b) 14 816.84	7 481	243	990	786	4 496	71 977	639	35
宮城県	b) 6 860.09	3 491	319	1 176	355	1 496	181 744	1 576	161
秋田県	b) 10 726.06	4 073	207	1 341	275	1 539	123 166	952	5
山形県	b) 7 394.40	3 557	205	1 060	381	1 564	155 238	743	142
福島県	13 781.51	6 115	338	1 166	895	3 168	168 380	1 080	80
茨城県	6 093.40	4 209	537	982	1 131	1 276	90 259	1 222	172
栃木県	6 408.28	3 306	337	1 015	436	1 253	132 171	1 163	41
群馬県	6 363.18	2 535	325	321	697	929	90 350	1 657	20
埼玉県	b) 3 749.05	2 335	556	483	618	517	120 393	2 471	603
千葉県	b) 4 394.00	3 588	584	928	710	1 032	28 347	2 356	479
東京都	b) 2 045.59	1 094	531	11	136	336	73 598	3 820	400
神奈川県	2 412.61	1 322	524	73	242	332	54 551	2 526	264
新潟県	b) 10 938.06	4 971	376	1 704	412	2 178	317 466	1 008	27
富山県	b) 2 800.57	1 415	192	675	69	402	119 754	967	116
石川県	4 184.60	1 658	154	459	154	803	49 515	775	45
福井県	4 187.96	1 611	128	438	63	922	61 217	776	149
山梨県	b) 4 201.17	1 334	132	135	312	646	128 311	500	39
長野県	b) 12 508.53	4 775	351	749	814	2 200	278 718	1 121	108
岐阜県	b) 10 209.01	4 645	281	542	227	3 318	187 734	921	6
静岡県	b) 7 327.97	4 268	467	366	648	2 413	83 577	1 474	144
愛知県	b) 5 056.98	2 734	687	625	476	748	90 005	3 143	279
三重県	b) 5 672.12	2 868	268	577	252	1 634	204 683	768	85
滋賀県	b) 3 854.95	1 673	177	577	70	756	150 654	471	13
京都府	4 612.36	1 581	186	306	104	904	8 610	944	77
大阪府	1 886.49	894	460	160	52	182	11 648	3 350	338
兵庫県	8 382.85	4 099	476	817	141	2 438	159 786	3 835	337
奈良県	3 690.40	1 418	123	230	83	924	63 327	1 114	97
和歌山県	4 772.34	2 449	119	213	205	1 864	42 528	357	98
鳥取県	b) 3 497.94	1 385	86	285	167	685	46 844	351	32
島根県	b) 6 626.27	3 251	111	443	184	2 392	40 519	613	2
岡山県	b) 7 007.79	3 808	284	725	285	2 337	79 488	1 103	149
広島県	8 473.49	4 053	292	589	287	2 717	34 492	1 625	73
山口県	6 109.19	3 307	229	570	187	2 155	40 555	1 039	128
徳島県	4 143.22	1 825	103	247	199	1 244	38 553	265	4
香川県	b) 1 860.72	1 177	144	322	147	526	16 088	536	89
愛媛県	5 674.08	3 197	189	334	481	2 122	41 195	1 000	53
高知県	7 104.02	3 284	82	284	166	2 688	48 270	311	18
福岡県	b) 4 833.66	2 914	521	822	320	973	87 676	2 560	207
佐賀県	2 438.80	1 555	118	487	249	589	27 441	411	49
長崎県	4 088.92	1 956	161	299	479	833	74 104	925	5
熊本県	b) 6 906.16	3 087	254	765	642	1 117	157 331	735	45
大分県	b) 5 802.16	2 357	168	497	333	994	174 851	507	130
宮崎県	b) 6 683.39	2 438	186	427	447	1 140	91 949	1 101	193
鹿児島県	b) 9 130.21	4 307	295	542	1 146	1 886	75 313	1 005	36
沖縄県	2 264.83	1 100	111	21	489	95	31 782	514	14

 第 2 章
 気 象

資 料 建設省国土院「全国都道府県市区町村別面積調」、自治省税務局固定資産税課「固定資産の価格等の概要調査(土地)」、環境庁自然保護局計画課「自然公園の面積」、建設省都市局公園緑地課「都市緑化年報」